

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316 大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方^{*}の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成28年度の免除等の受付は7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請できる過去期間については、2年1か月前の月分までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市民生活課国保年金係または年金事務所へご相談ください。

受給者証・認定証が更新されます

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

8月1日から、国民健康保険に加入している方の「国民健康保険高齢受給者証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」「国民健康保険限度額適用認定証」が更新になります。8月1日以降は、新しい受給者証や認定証を使用してください。

●手続きに必要なもの

- 対象者の方の国民健康保険被保険者証
- 個人番号通知または個人番号カード
- 印鑑

※現在お持ちの受給者証、認定証は8月1日からは使用できませんので、有効期限が過ぎましたら最寄りの市役所窓口へ返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただきますようお願いします。

対象者	更新になる 受給者証・認定証	手続き
国保に加入している 70～74歳 の方	国民健康保険高齢受給者証	手続きは不要です。 新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	該当となる方には申請書を7月下旬に送付します。 8月1日以降に、各庁舎・角出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。
国保に加入している 70歳未満 の方	国民健康保険限度額適用認定証	8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	※現在お持ちでない方も、申請をすることで外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。

7月は国民健康保険税の納税月です

問 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

●平成28年度の納税通知書は 7月15日に発送します

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。保険税を世帯単位で計算して世帯主宛てに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり世帯主宛てに納税通知書を送付します。

●課税限度額が変わりました

国民健康保険税は、病気やけがをした時の医療費にあてるため、加入者のみなでお金を出し合って備える制度です。

平成28年度の税率は、資産割を廃止した昨年より据え置きましたが、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額が変更となりました。医療分については52万円から54万円に、支援金分については17万円から19万円に変わります。このため、国民健康保険税の介護分を含めた課税限度額は、85万円から89万円に変わりました。

医療費等の増加に対し、今後の国保運営を維持していくことで税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

●税率、課税限度額		H27 税率	H28 税率
医療分 国保加入者の医療費等 にあてるための課税額	所得割率	8.90%	8.90%
	資産割率	-	-
	均等割額	2万4千円	2万4千円
	平等割額	2万3千円	2万3千円
	課税限度額	52万円	54万円
支援金分 75歳以上の方が加入する 後期高齢者医療制度等の 運営費用にあてるための 課税額	所得割率	3.00%	3.00%
	資産割率	-	-
	均等割額	1万円	1万円
	平等割額	8千円	8千円
	課税限度額	17万円	19万円
介護分 40歳～64歳まで（介護 保険第2号被保険者）の方 の介護保険制度の運営費用 にあてるための課税額	所得割率	2.40%	2.40%
	資産割率	-	-
	均等割額	9千円	9千円
	平等割額	4千円	4千円
	課税限度額	16万円	16万円



健康保険の手続きを忘れていませんか？

3月末から4月初めにかけて、住所変更される方や健康保険が変更になる方が多くなります。職場の健康保険と違い、国民健康保険の手続きは自分で行わなければなりません。

加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

また、脱退の届出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともありますので、加入・脱退等の手続きが済んでいない方は、お手数ですが市役所・出張所の窓口でお早めにご手続きをお願いします。